

木材加工技術賞授与規定

昭和30年11月29日制定

平成23年 8月 1日改正

- 第1条 公益社団法人日本木材加工技術協会に「木材加工技術賞」（以下技術賞という）の制度を設ける。
- 第2条 「技術賞」はわが国の木材加工・利用に関する産業技術に貢献した業績に対して授与する。
- 第3条 受賞者は個人とし、会員たると否とを問わない。
- 第4条 会員は受賞に適すると思われるものを協会に推薦することができる。
但し、団体・機関等が推薦する場合はその団体・機関等は会員でなくてもよい。
推薦に当たっては所定の木材加工技術賞候補者推薦書の様式に従って手続きするものとする。
- 第5条 「技術賞」は賞状及び賞金とし、毎年1回3件以内に授与する。賞金は1件10万円とする。
なお、賞金は木材加工技術賞引当金を充てる。
- 第6条 「技術賞」受賞者を決めるため技術賞受賞候補者選考委員会（以下選考委員会という）を置く。
会長は理事会の議を経て選考委員長及び選考委員若干名を委嘱する。
選考委員長及び選考委員の任期は1年とし、重任を妨げない。
- 第7条 選考委員会は受賞候補者6件以内を選考し、理事会に報告する。
- 第8条 理事会は選考委員会から報告された受賞候補者中より受賞者を決める。

木材加工技術賞授与規定に関する了解事項

昭和30年11月29日制定

平成19年12月 7日改正

- （第2条）「産業技術に貢献した業績」とは、技術開発等の業績のほか、当該分野の普及活動において顕著な業績を残したものを含むと解釈する。但し、同種の課題ですでに他の学・協会等から受賞したものは受賞対象としない。
- （第3条）「個人」とは、会社あるいは公的・私的機関等の団体を意味せず、単数もしくは複数の個人を指すものと解釈する。従ってプロジェクトチーム、グループ研究等の業績も受賞対象となるが、「受賞者」はその構成員個人の集合体である。この場合の「受賞者」は連名とし、代表者を明記するものとする。
- （第5条）「賞状及び賞金」は1件の受賞者が複数の場合でも各1点とする。